

議案第 6 号

狭山市高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例

狭山市高齢者住宅整備資金貸付条例（昭和 5 3 年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

高齢者住宅整備資金貸付事業を廃止したいので、この案を提出するものである。